

横須賀市の

二世帯住宅

令和
4年度

リフォーム補助金



横須賀市外から引っ越してくる子ども家族※と同居するために、親世帯が戸建ての自宅を改修するときのリフォーム費用を最大30万円補助します（先着5件）。同居が決まったら、住民票の異動やリフォーム工事の前に補助金の申し込みをしてください。

※「子ども家族」とは、令和4年1月1日時点で、横須賀市外に在住の「子どもと配偶者」「子どもとその子（孫）」などで構成される世帯のことです。

お申し込み・お問い合わせ

〒238-8550 横須賀市小川町1-1
横須賀市役所 まちなみ景観課

QRコードから
市ホームページへ



住まい活用促進担当



046-822-8077

（市役所分館3階）

（月～金曜日9時30分～12時、13時～16時）

「2世帯住宅リフォーム補助金」をお申し込みの皆様へ 必ず補助金のお申し込み前にお読みください

■補助金申請手続きの流れ

<p>① 補助金の申請</p>	<p>市外から子ども家族が転入することが決まったら、住民登録の異動前に市へ補助金申請を行ってください。申請書類は、まちなみ景観課へ持参するか、郵送してください。申請前に「子ども家族の転入（住民登録）」「リフォーム工事」のどちらかが行われている場合は、補助金申請はできません。</p> <p><申請に必要な書類></p> <ol style="list-style-type: none">1. 補助金等交付申請書(指定様式)2. 住宅所有者がわかる書類(固定資産税の課税明細書の写し、名寄帳、不動産登記事項証明書の写しなど)3. リフォーム工事見積書の写し(市内に本店所在地を置く事業者が発行するもの)4. 住宅の外観写真と、リフォーム箇所の写真5. 子ども家族世帯(転入前のもの)の住民票の写し(続柄の記載のあるもの)6. 親世帯の住民票と戸籍全部事項証明書の写し <p>補助金交付申請額が予算上限額に達し次第、受付期間中でも受け付けを締め切る場合があります。最新の情報は市のホームページでご確認ください。</p>
<p>補助金交付決定通知</p>	<p>書類や資格を審査して問題がなければ、市役所から補助金等交付決定通知書をお送りします。必ず通知書を受け取ってから②のリフォーム工事に着手してください。</p>
<p>② リフォーム施工</p>	<p>リフォーム工事は、必ず横須賀市内に本店のある事業者で契約・施工してください。増築工事や屋根・外壁等、建物の外観の整備を含む改修を行う場合は、別途、まちなみ景観課で景観協議・景観法の届出が必要になります。</p>
<p>③ 子ども家族の住民登録</p>	<p>令和5年3月31日(金)までにリフォーム工事と子ども家族の住民登録を完了してください。</p>
<p>④ 実績報告と補助金の請求</p>	<p>工事の領収書などを添付して、所定の様式で実績報告書等の書類を提出してください。提出期限は「リフォーム工事と住民登録の完了から30日以内」または「3月31日」のいずれか早い時期までです。</p>
<p>補助金の振り込み</p>	<p>書類とリフォーム工事の完了確認後、指定口座に補助金を振り込みます。</p>

■補助金申請書に添付する写真について

- ◆リフォームを行う住宅の全景が確認できる外観写真1枚と補助金の対象工事で施工するリフォーム個所の写真(リフォーム個所分の枚数)を撮影日付入りのカラー写真で提出してください。
- ◆L判の写真用紙などの場合は、A4判用紙に貼付してご提出ください。
- ◆外壁塗装などの場合は、施工する壁面すべてが画像で確認できるよう撮影してください。壁面と敷地の境界が近接していて、壁面正面からの撮影が困難な場合は、斜め方向から壁面2面分を撮影していただいても結構です。
- ◆クロスの張り替えや床材の張り替えなどの場合は、どの部屋のクロス・床材か判別できるよう撮影範囲を調整してください。壁を4面撮影する場合は、2面ずつ2枚の写真に分けて撮影して構いません。
- ◆リフォーム前の写真撮影が困難な屋根等は、実績報告書の提出時にリフォーム後の写真と一緒にリフォーム前の写真を提出いただければ結構です。申請書提出時にご相談ください。

■補助金の対象となる工事・ならない工事の例

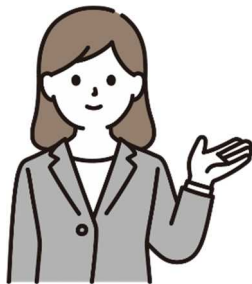
対象となる工事例(補助金利用可能)	
1	増築工事
2	台所、浴室、洗面所又はトイレの修繕工事等
3	住宅内の機械設備工事(給排水、給湯、換気、電気、ガス設備工事)
4	オール電化住宅工事
5	屋根のふき替え工事、塗装工事又は防水工事
6	外壁の張替え工事又は塗装工事
7	部屋の間仕切りの変更工事
8	床材、内壁材又は天井材の張替え工事、塗装工事等の内装工事
9	床、壁、窓、天井又は屋根の断熱改修工事
10	ふすま紙若しくは障子紙の張替え又は畳の取替え
11	雨どい等の取替え工事又は修理工事
12	建具又は開口部の取替え工事又は新設工事
13	耐震改修工事
14	防音工事
15	バリアフリー改修工事

対象とならない工事例(補助金は利用できません)	
1	住宅以外(車庫、物置、倉庫、店舗、工場、事務所等)の工事
2	門扉、フェンス、ブロック塀などの外構工事、植樹・剪定等の植栽工事
3	防犯ライト、防犯カメラ、インターフォンなどの設置工事
4	エアコン、照明器具等電気電化製品、ガス・石油暖房器具、家具等の設置工事
5	テレビアンテナ、電話、インターネット等の配線・機器設置工事
6	雨水タンク設備の設置工事
7	下水道・合併浄化槽工事、雨水浸透マス設置工事
8	太陽光発電、太陽熱高度利用設備の設置工事
9	シロアリ駆除、その他の防虫・消毒等の薬剤散布・塗布作業
10	事業者には頼しないで、住宅所有者自身が施工(DIY)する修繕工事等

※介護保険住宅改修費・介護予防住宅改修費、重度障害者住宅設備良費の支給対象となる工事と同一の工事は対象になりません(本補助金との併用はできません)

補助金要件確認かんたんチェック

- 親世帯は横須賀市内の一戸建て自己所有住宅（持ち家）に住んでいる
- 近々、子ども家族が引っ越してきて親世帯と同居する予定がある
- 同居する子ども家族は令和4年1月1日時点で**市外在住**
- 同居する子ども家族世帯人数は2名以上
- 同居するために親世帯の住宅をリフォームする予定がある
- 横須賀市内に本店のある事業者のリフォーム工事見積書がある
- リフォーム工事と子ども家族の転入（住民登録異動）が、いずれも令和5年3月末までに完了する見込み





QRコードから
市ホームページへ



上のチェック項目すべてが「YES」であれば「2世帯住宅リフォーム補助金」をご利用になれる可能性があります。申請方法や必要書類をご案内しますので、まちなみ景観課までご連絡ください。制度の詳細は、上のQRコードから市のホームページでも確認いただけます。

ご注意ください

市では、電話や訪問によるリフォームの勧誘・勧誘の委託などは一切行っていません。リフォーム内容や見積金額に不安があるときは、その場で契約しないで慎重に検討してください。心配があるときは、リフォームに関する相談窓口（下表）を利用するなどして、ご自身で納得の上、事業者へ依頼するようにしてください。

相談窓口・内容	連絡先
住宅相談 住宅の増改築やリフォーム工事に関する相談について、地元の工務店等が所属する建築組合などがお答えします。 予約不要 です。希望者は、直接会場までお越しください。 【日時】毎週金曜日 13時～16時（閉庁日を除く） 【場所】市役所本庁舎 1階市民ホール横（黄色いのぼりが目印）	建築指導課 電話 046-822-8319  QRコードから 市ホームページへ
住宅リフォーム契約に関する相談 住宅リフォーム契約でのさまざまなトラブルに関する相談を消費生活相談員がお受けしています。内容に応じて建築士会などの専門窓口をご紹介します場合もあります。毎月第2・第4水曜日に「住宅関連の消費者トラブル相談会」（予約制）を開催しています。	消費生活センター （相談専用電話） 046-821-1314  QRコードから 市ホームページへ

補助金のお問い合わせ

横須賀市役所 まちなみ景観課



046-822-8077